第九条の次に次の一条を加える。

（簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育）

第九条の二　安衛則第三十六条第七号の二に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識	簡易架線集材装置の集材機の種類及び用途　架線集材機械の種類及び用途	一時間
架線集材機械の走行及び作業に関する装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	架線集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	一時間
簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械による集材の方法　簡易架線集材装置の索張りの方法	二時間
簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な力学　電気に関する基礎知識　ワイヤロープの種類　ワイヤロープの止め方及び継ぎ方の種類	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3　第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
架線集材機械の走行の操作	基本操作　定められたコースによる基本走行及び応用走行	一時間
簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機械の作業のための装置の操作	基本操作　定められた方法による原木の運搬	三時間
ワイヤロープの取扱い	ワイヤロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	四時間

○厚生労働省告示第三百六十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月一日から適用する。

平成二十五年十一月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

第三第九号を次のように改める。

九　削除

第三第十九号中「留置術」を「植込み術」に、「重度大動脈弁狭窄症」を「弁尖の硬化変性に起因する重度大動脈弁狭窄症」に、「弁尖の硬化変性に起因する」を「慢性維持透析を行っている患者に係る」に改める。

○厚生労働省告示第三百六十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十五年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第31部として次のように加える。

第31部　追補(27)

内用薬名	規格単位	薬価円
（く）		
グラクティブ錠12.5mg	12.5mg1錠	73.20
（こ）		
コンプラビン配合錠	1錠	275.00
（し）		
ジャヌビア錠12.5mg	12.5mg1錠	73.20
（す）		
ストラテラ内用液0.4%	0.4%1mL	203.40
（ひ）		
ピオプテン顆粒10%	10%1g1包	35,875.00
（ふ）		
プリジスタナイーブ錠800mg	800mg1錠	1,843.80
プレミネント配合錠HD	1錠	218.40

注射名	規格単位	薬価円
（て）		
テリボン皮下注用56.5μg	56.5μg1瓶（溶解液付）	12,971
（へ）		
ペガシス皮下注45μg	45μg0.5mL1瓶	7,197
ペネフィクス静注用3000	3,000国際単位1瓶（溶解液付）	307,305
（れ）		
レギュニール　HCa　1.5腹膜透析液	1L1袋（排液用バッグ付）	1,347
レギュニール　HCa　1.5腹膜透析液	1.5L1袋（排液用バッグ付）	1,586
レギュニール　HCa　1.5腹膜透析液	2L1袋（排液用バッグ付）	1,825
レギュニール　HCa　1.5腹膜透析液	2.5L1袋	1,198
レギュニール　HCa　1.5腹膜透析液	5L1袋	2,396